会期日程表	1
第 1 号(2月23日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
同意第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
日程の追加	13
議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	16
署名議員	16

平成27年第1回臨時会会議録 (会期日程表)

開会 平成27年2月23日

会期1日間

閉会 平成27年2月23日

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月23日				会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報
	月	本会議	午前10時	告・議案提案説明
				同意第1号委員会付託省略、即決
				議案第1号及び第2号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時40分	議案第1号及び第2号経済建設常任委員会
				(説明~採決)
		本会議	午前11時20分	経済建設常任委員長報告、質疑、討論、表決
				(閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



平成27年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成27年2月23日

- 1. 開会、閉会の日時
 - 開 会(平成27年2月23日 午前10時00分)
 - 閉 会 (平成27年2月23日 午前11時46分)
- 2. 出席議員(10名)
 - 1番議員 大 城 佐 一 6番議員 孝 前 田 新城 2番議員 7番議員 安 里 智 重 和 3番議員 仲井間 宗 利 8番議員 吉濱 覺 4番議員 金 城 勇 9番議員 東 武 久 5番議員 平 良 男 宮城 德 10番議員 嗣 辰
- 3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長宮城功光 産業振興課長 大城 武

総務課長兼 島 袋 幸 俊村史編纂室長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長神里富松 主 事 松川雄太

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	同 意 第 1 号	副村長の選任について	提案説明 付託省略
5	議 第 1 号	大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負契約に ついて	提 案 説 明 質疑~付託
6	議 第 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	提 案 説 明 質疑~付託

7. 追加議事日程 (第1号の追加1)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 案 第 1 号	大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負契約に ついて	委員長報告 質疑~表決
2	議 第 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	委員長報告 質疑~表決

◎開会及び開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

ただいまから平成27年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 安里重和議員及び8番 吉 濱覺議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第4 同意第1号 副村長の選任についてを議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) おはようございます。

平成27年第1回大宜味村臨時議会開会に当たり、全議員の出席のもと開催できますことを心から御礼を申し上げます。

では、同意第1号 副村長の選任について

大宜味村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大官味村字上原271番地

氏 名 島袋幸俊

昭和29年5月10日生

提案理由

地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第162条の規定により、同意を求める。

なお、就任につきましては、平成27年4月1日を予定しておりますので、皆様方の御同意をよろしく お願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。
 - これから質疑を行います。質疑ありませんか。
 - 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) では、この同意第1号について、村長に質疑したいと思います。

就任が平成27年4月1日ということなんですが、今回、臨時議会の招集に当たって、招集通知の中に同意案件は事前に入っていなくて、改めて追加で同意案件が上がってきているんですが、この臨時会の性質からいって、やっぱり緊急を要するものが、できないことはないんですけれども、緊急を要するものが本来、臨時議会で上げる案件になっているのはみんな承知のとおりだと思います。この就任、4月1日ということは定例会でも間に合うんじゃないかということを思っているんですけれども、その理由についてお願いします。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) この件については、やはり私、10月7日の就任以来、いろいろと業務は多忙ではありましたけれども、総務課長がそのまま課長の状態で3月いっぱいは退職までは頑張りたいという旨もあって、そういうふうなこと、今回こういうふうに上げたのは、やはり3月定例議会に上げるとなると、どうしてもいろんな準備がと言いましょうか、平成27年度の予算問題、あるいは人事関係についてしっかりと副村長としての対応でできるようにということもあって、この臨時議会にぜひ同意をいただいて、3月議会に向けてはしっかりと次の副村長としての立場でしっかり頑張ってもらいたいという思いもあって、今回、そういう臨時議会に上げた状況であります。ひとつ御理解いただきたいと思います。
- O 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 行政側の、執行部側の思いはわかるんですけれども、議会の対応として、一応、 事前にこの方が副村長に上げられるということは内部でもわかっていると思うんですよ。執行部側の準 備は、きょう上げたからということで、今回上げたからということで、別に何ら差し支え、3月でも差 し支えないような体制づくりはできると思うんです。議会の立場からいくと、筋からいくと、やっぱり 3月定例会でぴしっとやったほうが私はいいんじゃないかなという思いでいます。だから今回、やっぱ り3月にやってもらいたいというのが私の本音でありますので、何かあれば村長から一言いただいて、 質疑を終わります。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) 指摘の件については、確かに臨時議会の場合は緊急を要するという議案に対しての上程であり、また途中から皆さんのほうには、議案については2件という報告があったかと思いますけれども、その後に皆さんにそういう同意案件も出てくるという話になったということでありますけれども、その辺については、やはり議会運営委員会の皆さんにもぜひ御理解いただいて、その臨時議会

で上程してほしいという私の思いで議会のほうには調整していただきました。そういうことでぜひ御理解いただきたいというのは、私が先ほどから申し上げているように、本当に平成27年の人事関係についてしっかりと、やはり総務課長の立場では非常にやりづらいところがあります。確かに今、総務課長で3月いっぱいはやるわけですけれども、その辺を職員がしっかりとわかるように、次期副村長だという思いでできるんじゃないかという私の思い込みかもしれませんけれども、その辺を御理解いただいて、御同意をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

O 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。2番、退場。

(2番 新城一智議員 午前10時07分退場)

ただいま議題となっております同意第1号 副村長の選任については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(举手多数)

〇 議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって同意第1号 副村長の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。 委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 副村長の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は挙手を願います。

(举手少数)

〇 議長(平良嗣男) 挙手少数です。

したがって同意第1号 副村長の選任については、同意しないことに決定しました。

O 議長(平良嗣男) 2番、入場。

(2番 新城一智議員 午前10時09分入場)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負 契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負契約について

大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金5,724万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字喜如嘉992-2

商 号 有限会社 山口建設

氏 名 代表取締役 山口 明

平成27年2月23日提出 大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提 出する。

内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いします。

O 議長(平良嗣男) 産業振興課長。

(大城 武産業振興課長 登壇)

O 産業振興課長(大城 武) おはようございます。大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所) の請負契約について、工事の内容を説明したいと思います。

まず、場所が大兼久林道始点のほうから300メートルほど上がったところの、山に向かって右手の斜面の災害となっております。災害の原因としては、10月11日、12日の台風第19号による豪雨によって災害が発生しています。事業名としましては、平成26年度林道施設災害復旧工事です。工事名が大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)となっています。

工事概要につきましては、災害復旧延長が34.3メートルとなっています。高さのほうがおよそ49メートルほどの高さとなっています。工法としては、法面保護工が1,726平米、排水工一式、舗装工が1平米、擁壁工として22.1平米、防護柵工として35平米となっています。防護柵工としては主にガードレール等の施設となっています。予定工期としましては、3月31日の予定ですが、繰り越しを予定としています。

以上で説明を終わります。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

O 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について 公の施設の指定管理者の指定することについて、次の通り議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称 大宜味村特産品(シークヮーサー)加工施設

2. 指定管理者となる団体

団 体 名 株式会社ケレス沖縄

代表 者 代表取締役 木村雅則

住 所 国頭郡大官味村字田港1032番地1

3. 指定期間 平成27年4月1日より平成32年3月31日まで

平成27年2月23日提出 大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年条例第3号)第4条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

O 議長(平良嗣男) 産業振興課長。

(大城 武産業振興課長 登壇)

○ 産業振興課長(大城 武) 内容について説明します。

まず、平成26年9月16日に新聞2社への記載をして広告をしています。9月16日より10月10日まで受け付けを行いました。その結果、申込者が1社ありまして、農業生産法人ティダバナさんが申し込みを行っています。12月2日において、選定委員会を開催いたしました。説明資料の17ページのほうに選定委員会の名簿を記載しています。この12月2日の選定委員会の中ではティダバナさんの経営状況の審査と、グループ会社であります八重山ファームさん、それとケレス沖縄さんの経営状況を確認しました。この選定委員会の中において、ティダバナさんから申請者の変更ができないかということをその場で、口頭で受けました。12月3日に、指定管理者指定変更の協議申し入れがティダバナさんよりありました。12月5日に、委員長のほうから報告を受けています。12月20日において、変更協議書に対する回答をティダバナさんに行っています。その回答に基づいて、平成27年1月5日に、指定管理者申請書を株式会社ケレス沖縄より受けております。それに基づきまして、1月14日、選定委員会へ再度付託しています。その付託に基づいて、1月28日に、選定委員会の結果報告を受けて、選定委員会の中では株式会社ケレス沖縄を選定するということで回答をもらいました。

以上で説明を終わります。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

O 8番(吉濱 覺) 課長から内容説明を受けました。当初、ティダバナで申し込んで審査したということで話しておりました。それで経営状況説明などもそのときにやったと、関連企業のグループ会社といいますか、グループ会社の状況も調べたということになっておりますが、実際、この公の施設の指

定管理者の指定については、指定手続は、第2条の公募から第3条指定管理者の申請、選定及び選定基 準、第5条の選定結果通知、第6条の選定管理者の指定という形で今回議会に提案されていると思いま すが、それで、そういう方法で実際、指定管理者制度は制定されるべきなのか。それを説明していただ きたいと、まず。また、議事録などが一応、添付資料の20ページに、議事録ですね、どういうふうに審 査されたか、実際の内容はわからない。また、その後、口頭であったという話が、変更申請ですね、変 更協議書、18ページの。変更理由、農家とケレス沖縄とのパートナー契約を平成25年度に実施し、契約 期限が平成29年まであり、農家が安心して出荷できるためにケレス沖縄で継続してほしいとの農家から の要望があるため。2番目に、今年度の豊作により、農家の要望に応え320トンの加工を行い、平成27 年4月4日以降も在庫を抱える状況もあり、ケレス沖縄として継続したい。製造が変わる場合、食品衛 生法において、商品製造者名の記載を変更する必要があり、現状では、包材等が相当数量あるため、廃 棄ロスが非常に大きくなるためという変更理由なんですけれども、これはあらかじめ知っていることで あって、このときは審査云々の話ではないと思うんです。実際、私、去年の3月ごろからか、この指定 管理者に対して、いろいろ地域から声があって、約1年間、村の指定管理者のケレスさんとか、そして もとぶウエルネスフーズとか夢・感動、そして名護市なども調査してきました。それで問題はケレスさ んともいろいろ聞いているんですけれども、何でティダバナで申請したかというと、原料を買いつけて 商品化する会社がティダバナで、商品を販売する会社がケレスだと、分けてからやるということで、そ ういう体制をとったということなんですよ。それでこの審査したときに、実際、思わしくないという指 摘もあったということを聞いているんですけれども、実際問題、この文書のやりとり、あと後半で書類 審査とかいろいろやっているんですけれども、これは大宜味村の場合は条例で公募と限定しているもの ですから、私は名護で調べていたし、市公募という制度もあるので、本来、私はケレスさんに対して反 対する意味ではないんですけれども、その辺を整備してからやるべきだったんじゃないかと。この辺は、 いろいろ何か、村みずから条例をみした処理を先導したような感じを受けるんです。この公会計士が審 査委員会の報告書で、最後の末尾に、20ページですけれども、結論として、申請者の変更等に関しては 委員会で審議する事項でないため、今回付託されたあのう、つきましては、村当局において再度検討し ていただきたいため、差し戻ししますという形でうたっているんですけれども、これは差し戻しなさい とか何とか言ったら、ここは権限外ですので、もちろん条例、規則を見たら、当然、公募が原則になっ ているわけですから、何でそれに従わなかった、やらなかったかと。また再公募してもよかったんじゃ ないですか。その辺、みずから条例を無視してやっているというふうに捉えても致し方ないんじゃない かなと思っています。一応、その辺の説明をよろしくお願いします。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) この公募に、今指摘のとおり、確かに公募でということで条例で定められておりますけれども、実はその審査の日に、私もちょっと参加しまして、最初だけ挨拶を申し上げ、委嘱関係もあったものですから、お話を申し上げまして、実はその以前にケレスさんやティダバナさんが村長室に見えて、そういう状況であるので、実際にはグループでの、そういう運営を変えていきたいというふうな思いがあるということと、それと先ほどここに、20ページに書いています内容とか、あるいは18ページに1、2、3書いている、その件について説明を聞きました。それについて、やはり農家との関係とかいろいろあって、村長としては、やはりこれは継続してケレスさんに指定管理をしたほうがベターではないかという判断をしました。確かにその条例での、これを村として、ちょっと守っていない

ということは指摘されても仕方がないことなのかなという思いはしておりますけれども、やはりそういう面もですね、しっかりと今後、改善していかなければならないんじゃないかなということで、この条例関係も、これからしっかりと見直しながら進めていきたいと思っております。今回、こういうふうに皆さんに審議をお願いしているわけでありますけれども、ぜひとも御理解の上、お願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。
- 村長の説明があったように、条例関係を整備したいということを話されており ○ 8番(吉濱 覺) ます。本来ならば、私は瑕疵ある議案じゃないかなと思っておりますけれども、実際、手続の問題でご ちゃごちゃ云々の話は私も余りやりたくないです。それで、条例に定めているのは村が定めているんで すが、実際、自分たちの工場が機能化するような形で条例整備はしないといかないと思います。その意 味でもこの指定管理者制度の工場へ行かれて、現況も話を聞きながら整備していただきたいと思います。 この間のシークヮーサーの勉強会のときにケレスの責任者も見えて、課長もある程度納得できるものが あったと思います。それで私が先ほど、もとぶウエルネスフーズの会社の話をしたら、あっちは同じよ うなシークヮーサーの工場が建っております。私は全く大宜味と同じような指定管理者制度かと思って いたんですけれども、見たら、大宜味みたいに首長がかわれば、かわっていたら企業は成り立たないと。 それで一括交付金で国、県、町から補助金をもらって、農家が40名、関連企業が10名で構成して工場を 運営しているんですけれども、大宜味村においても工場の備品とか、耐用年数とかいろいろあって、故 障してもすぐ直せないとかいろいろありますので、その辺をスムーズにできるように、ぜひとも非公開 で継続してできるような形の条例整備を、私はきょう村長からいつまで整備するということを聞いて、 賛成反対に決しようかと思っています。本来は、再度上げてほしいという気持ちがありますけれども、 その辺の整備をいつごろまでやっていただけますか、お聞きしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- O 村長(宮城功光) どうもありがとうございます。

この件について、確かに判断、非常に難しいところもあったものですから、どうしてもこの辺を改善しなければできないというのがありました。そして今、工場の整備関係についても、ぜひとも工場側の意見もいろいろ取り入れながらやっていかなければできない。今、早急に整備しなければならない場所もありまして、この平成27年度の一括交付金で、今、内閣府との調整をして、今何とか扉の改善とか、そういうものも進めているところでありますけれども、一括交付金で内閣府がオーケーすれば、その事業も平成27年度でちゃんとできるような状態になるかなと思っております。それで今、平成32年までの期間になりますので、やはりどうしても今後、この指定管理をするためには、1年ぐらい前からその審査をしてやらなければ、今のような問題が起きるのかなということで、できるだけ早い時期にこの条例の改正をしなければできないなと思っております。できることでしたら、平成27年度あたりでやって、やはり今後、道の駅とかいろんな公の施設がありますので、その辺ともかかわりを持ってきますので、その辺をしっかりと整備していきたいと考えております。できるだけ平成27年度末までにはできるようにしたいと考えております。

O 議長(平良嗣男) これで吉濱 覺議員の質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

O 2番(新城一智) では、議案第2号について質疑を行います。

同意案件とも一緒なんですけれども、これは定例会で対応できなかったのかというのと、今の8番吉濱 覺議員の質疑の内容を聞いていると、瑕疵のある話が出たものですから、これは実際、自分らが見てもわかりにくいわけですよね。ティダバナが申請して、ケレスが指定管理者になるというのは、非常にわかりにくくて、前もやえやまファーム、大元は、グループの上のほうは、やえやまファームになっているんですけれども、前も自分らがわからない、議員がわからないうちに石垣島サプライからケレス沖縄に名称変更されたり、いろんなことがわかりにくいんですよ、見てですね。ただ、その瑕疵の話があったものですから、3月までに整備して、この議案を撤回されたらどうですか。どうですか。これ議会としてこういう話が出ると、通してしまったら議会の立場としてもないような感じが、さっきのやり取りを聞いて感じたんですけれども、どうですか。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) 大変申しわけありませんけれども、今回、これはなぜ定例議会じゃなくて、臨時議会で上げたかというのは、期間が、どうしても3月定例議会に決議してしまうと、準備期間、3月までにこういう公募をしたり、いろいろな手続をすると、3月議会には到底間に合わない状況があるということで、実はこの3月議会の議案等については、27日に庁議をかけなければできない、そういうことがあって、そこまでにはどうしても厳しいという状況であるものですから、今回こういうふうに、御理解していただきたいという思いで上程しておりますので、ひとつ御審議のほうをお願いしたいと思っております。
- O 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。
- 2番 (新城一智) 執行部側の思いとしてはわかるんですけれども、やっぱりさきのやり取りで議事録に瑕疵という言葉が載っかってしまっているわけです。この辺、議会の対応として非常に難しくなっているものですから、それも不備があるということも、村長の答弁でもおっしゃっているわけですから、この辺、議会は対応として非常に難しいと思います。条例でちゃんと整備して、もしそういう形でティダバナさんからケレスさんへの変更申請などもあるんですけれども、その辺の条例で整備できるんであったら、条例整備して3月で大丈夫じゃないですか、どうですか。
- 議長(平良嗣男) しばらくお待ちください。休憩します。

(午前10時37分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- **村長(宮城功光)** 先ほどの質疑の中で瑕疵あるというふうな表現がありましたけれども、それについて当局としてはどうなのかなという思いもありまして、実は、第4条の2項に村長は前項の制定をした後、選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、また著しく不適当と認められる事情が生じたときは申請者の中から再度前項の規定により指定管理となるべき団体を選定することができる。その方面では、クリアできるんじゃないかという思いでこの辺は選定の変更をした経緯でありますので、御理解いただきたいと思っております。

- O 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 問題はないということで理解したいと思います。
- O 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号 公の施設の指定管理者の指定については、経済建設常任 委員会に付託します。

○ 議長(平良嗣男) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時41分)

O 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

◎日程の追加

O 議長(平良嗣男) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 大 兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約について及び議案第2号 公の施設の指定管理者 の指定についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約について及び議 案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし て一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約について及び議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第1 議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所) 請 負契約について及び追加日程第2 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを一括議題とし ます。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 1 9 号 平成27年 2 月23日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第1号	大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契	可 決
	約について	全会一致
議案第2号	公の施設の指定管理者の指定について	可 決
	公の施設の指定官連省の指定にういて	賛成多数

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(大城佐一) ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号の 2件について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、産業振興課長の出席を求め、本日午前10時40分からの審査予定を10分繰り下げて10時50分から行いました。

はじめに、議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)の請負契約について、報告します。

本件は、平成26年第9回定例会において補正予算が可決されたもので、台風19号の豪雨により道路斜面がおよそ35メートル崩壊したものの復旧工事の請負契約であります。

工事の概要は、主に復旧延長34.3メートル、土工一式、法面保護工1,726平方メートル、排水工一式 となっております。

請負契約金額は、5千7百24万円、契約の相手は有限会社山口建設で、工期は平成27年2月25日から 平成27年3月31日までとなっております。

本件に対する質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について、報告します。

本件は、大宜味村特産品(シークヮーサー)加工施設の指定管理者がその指定管理業務の期限が平成27年3月31日とされていることから平成27年4月1日より5年の指定管理者を指定するためのものであります。

公募により募集が行われ、1社の申請があり、途中この1社からグループ会社でもある現在指定管理者の会社に変更の申し出があり、変更の許可、申請書提出、指定管理者選定委員会へ付託、指定管理者 選定委員会より選定となっております。

指定管理者となる団体は、団体名、株式会社ケレス沖縄、代表者、代表取締役木村雅則、住所、大宜

味村宇田港1032番地1、指定期間は平成27年4月1日より平成32年3月31日までとなっております。 質疑の概要を説明いたします

条例に基づいて、選定したと理解していいかの質疑に対し、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第2項の規定に基づいて選定しておりますとの答弁でした。

本件に対する討論はなく、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約について採決します。 本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙 手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第1号 大兼久林道災害復旧工事(19号災・1号箇所)請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についての委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についての討論を行います。討論ありませんか。 (発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第2号 公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されま した。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決

の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員